国家公務員法（改正附則）

附　則（令和三・六・一一法六一）（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、（中略）附則第十五条（中略）の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第一五条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法

中経過規定

（令和四・六・一七法六八）（抄）

第四四一条から第四四三条まで　（刑法の同経過規定参照）

第五〇九条　（刑法の同経過規定参照）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法

附　則（令和四・六・一七法六八）（抄）

（施行期日）

①　この法律は、刑法等一部改正法（刑法等の一部を改正する法律（令和四法六七）施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

二　（略）

自治法は目次が不可欠　法令目次

全体像がわかる

●地方自治法（昭和二二・四・一七法六七）（抄）

施行　昭和二二・五・三（附則参照）

改正　（平成一九年以前の改正は重要なもののみ掲げる）昭和二三法一六九、昭和二五法一七九、昭和二七法三〇一（昭和二五法一四三）・法一四三、昭和二七法三〇六、昭和二八法一二二、昭和二九法一九三、昭和三一法一四七、昭和三八法九九、平成三法二四、平成六法四八、平成九法六七、平成一〇法五四、平成一一法八七（平成一一法一二二）、平成一四法四、平成一六法五七、平成一八法五〇・法五三、平成二三法三五、平成二四法七二、平成二九法五四、平成三〇法六・法七・法二三・法四四・法四六・法四九・法五二・法五三・法六六・法六八・法七八（令和一二二六）・法九五・法一〇二、平成二一法三・法四・法六・法一四、令和一法一・法七・法一一・法一二・法一六・法一七・法二六・法三七・法五七・法六二・法一六・法二六・法三二・法五・法八・法一二・法一六・法二六・法三三・法四一・法六二・法七五、令和三法五・法七・法九・法三〇・法三二・法三六・法三七・法三九・法四三・法四四・法五〇・法五四・法六二・法八二・令和四法一・法四・法一六・法三二・法三四・法三七・法四四・法四八・法四九・法五二・法五三・法五六・法六八

目次

第一編　総則（一条―四条の二）

第二編　普通地方公共団体（抄）

第一章　通則（五条―九条の五）

第二章　住民（一〇条―一三条の二）

第三章　条例及び規則（一四条―一六条）

第四章　選挙（一七条―七三条）

第五章　直接請求

第一節　条例の制定及び監査の請求（七四条―七五条）

第二節　解散及び解職の請求（七六条―八八条）

第六章　議会

第一節　組織（八九条―九五条）

第二節　権限（九六条―一〇〇条の二）

第三節　召集及び会期（一〇一条―一〇二条の二）

第四節　議長及び副議長（一〇三条―一〇八条）

第五節　委員会（一〇九条―一一一条）

第六節　会議（一一二条―一二三条）

第七節　請願（一二四条・一二五条）

第八節　議員の辞職及び資格の決定（一二六条―一二八条）

第九節　紀律（一二九条―一三三条）

第十節　懲罰（一三四条―一三七条）

第十一節　議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員（一三八条）

第七章　執行機関

第一節　通則（一三八条の二―一三八条の四）

第二節　普通地方公共団体の長

第一款　地位（一三九条―一四六条）

第二款　権限（一四七条―一六〇条）

第三款　補助機関（一六一条―一七五条）

第四款　議会との関係（一七六条―一八〇条）

第五款　他の執行機関との関係（一八〇条の二―一八〇条の四）

第三節　委員会及び委員

第一款　通則（一八〇条の五―一八〇条の七）

第二款　教育委員会（一八〇条の八）

第三款　公安委員会（一八〇条の九）

第四款　選挙管理委員会（一八一条―一九四条）

第五款　監査委員（一九五条―二〇二条）

第六款　人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会（二〇二条の二）

第七款　附属機関（二〇三条の三）

第四節　地域自治区（二〇四条―二〇一条の九）

第八章　給与その他の給付（二〇三条―二〇七条）

第九章　財務（抄）

第一節　会計年度及び会計の区分（二〇八条・二〇九条）

第二節　予算（二一〇条―二一二条）

第三節　収入（二一三条―二一一条の四）（抄）

第四節　支出（二一三条―二一三条の六）

第五節　決算（二一四条・二一四条の二）

第六節　契約（二一四条の三―二一四条の三）

第七節　現金及び有価証券（二一五条―二一五条の五）

第八節　時効（二一六条）

第九節　財産（二一七条―二一一条）

第一款　公有財産（二一八条―二一八条の七）

第二款　物品（二一九条）

第三款　債権（二二〇条）

第四款　基金（二二一条）

第十節　住民による監査請求及び訴訟（二二二条―二二二条の三）

第十一節　雑則（二二三条―二二三条の五）

第十章　公の施設（二二四条―二二四条の四）

第十一章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係（抄）

第一節　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

第一款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等（二四五条―二四五条の九）

第二款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続（二四六条―二五〇条の六）

第二節　国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第一款　国地方係争処理委員会（二五〇条の七―二五〇条の一二）

第二款　国地方係争処理委員会による審査の手続（二五〇条の一三―二五〇条の二〇）

第三款　自治紛争処理委員（二五一条）

第四款　自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続（二五一条の二―二五一条の四）

第五款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え（二五一条の五―二五二条）

第三節　普通地方公共団体相互間の協力（抄）

第一款　連携協約（二五二条の二）

第二款　協議会（二五二条の二の二―二五二条の六の二）

第三款　機関等の共同設置（二五二条の七―二五二条の一三）（抄）

第四款　事務の委託（二五二条の一四―二五二条の一六）

第五款　事務の代替執行（二五二条の一六の二―二五二条の一六の四）

第六款　職員の派遣（二五二条の一七）

第四節　条例による事務処理の特例（二五二条の一七の二―二五二条の一七の四）

第五節　雑則（二五二条の一七の五―二五二条の一八の二）（抄）

第十二章　大都市等に関する特例（抄）